

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 小 野 薬 品 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 是 金 俊 治
(コード番号 4 5 2 8 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 広 報 室 長 森 本 公 也
(T E L . 0 6 - 6 2 6 3 - 5 6 7 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- ・ 当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置くことを定めるとともに、各機関の位置づけを明確にするため、会計監査人に関する章を新設するものです(変更案第 4 条、第 6 章<第 34 条、第 35 条>)。
- ・ 株券発行会社である旨を明記し、併せて単元未満株式に係る株券の取り扱いを定めるものです(変更案第 7 条、第 9 条第 2 項)。
- ・ 株主総会運営の合理化を図るため、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで株主に対して提供したものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものです(変更案第 15 条)。
- ・ 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものです(変更案第 24 条)。
- ・ その他全般にわたり、「会社法」等の規定に合わせて用語および引用条文等を変更するとともに、構成の整理を行うものです。

毎年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります(変更案第 38 条)。

その他上記の変更に伴い、条数等について所要の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙添付のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 3 条 (所在地) 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p>
<p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第 4 条 (機 関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>取締役会</u>2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第 5 条 (公告方法) (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条 (株式の総数、1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当社が発行する株式の総数は、3億株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> <u>当社の1単元の株式の数は、100株とする。</u> 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。 <u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 5 条の 2 (取締役会決議による自己株式の買受け) 当社は、<u>商法第 211 条 / 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第 6 条 (基準日) <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> <u>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>第 7 条 (名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録に関わる手続き、単元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社ではこれを取扱わない。</u></p>	<p>第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 (株式取扱規則) <u>当会社の株式の名義書換、株券喪失登録に関わる手続きその他株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 9 条 (株主総会開催の時期) <u>当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集する。必要があるときは、臨時に株主総会を招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 10 条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は、<u>社長がこれに当たる。</u> 社長に事故があるときは、<u>取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 11 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがあるときを除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。</u></p> <p>第 12 条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権のある他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</u> <u>ただし、株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。</u></p> <p>第 13 条 (株主総会の議事録) <u>株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して、議長ならびに出席した取締役が、これに記名押印する。</u> <u>株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 14 条 (取締役の数) 当会社の取締役は 3 名以上とする。</p> <p>第 15 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第 11 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>第 13 条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 14 条 (招集権者および議長) 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 16 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 17 条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 株主または代理人は、<u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条 （代表取締役および役付取締役） <u>会社を代表する取締役は、取締役会の決議により定める。</u> <u>取締役は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第 20 条 （代表取締役および役付取締役） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第 17 条 （取締役の任期） <u>取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>第 21 条 （任 期） <u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 18 条 （取締役の報酬） <u>取締役の報酬は、株主総会において定める。</u></p>	<p>第 22 条 （報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 19 条 （取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。</u> <u>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第 23 条 （取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第 24 条 （取締役会の決議の省略） <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第 20 条 （取締役会規則） <u>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>	<p>第 25 条 （取締役会規則） <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第 21 条 （相談役および顧問） <u>取締役会の決議により、当会社に相談役および顧問を置くことができる。</u></p>	<p>第 26 条 （相談役および顧問） （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第 22 条 （監査役の数） <u>当会社の監査役は 3 名以上とする。</u></p>	<p>第 27 条 （員 数） （現行どおり）</p>
<p>第 23 条 （監査役の選任） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>第 28 条 （選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 24 条 （常勤の監査役） <u>監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>第 29 条 （常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第 25 条 （監査役の任期） <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>補欠により就任した監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>第 30 条 （任 期） <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 26 条 （監査役の報酬） <u>監査役の報酬は、株主総会において定める。</u></p>	<p>第 31 条 （報酬等） <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 27 条 （監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。</u> <u>ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>第 32 条 （監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第 28 条 （監査役会規則） <u>監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	<p>第 33 条 （監査役会規則） <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 34 条 （選任方法） <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第 35 条 （任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 29 条 （営業年度） <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>	<p>第 36 条 （事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>第 30 条 （利益配当金の支払） <u>利益配当金は、毎営業年度末の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第 37 条 （剰余金の配当の基準日） <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第 38 条 （中間配当） <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>第 31 条 （利益配当金の除斥期間） <u>利益配当金が、支払い開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p>	<p>第 39 条 （配当の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上